障害共済年金	既裁定	公務等														
		公務外														
	計															
	職域	公務等														
		公務外														
	計															
	追加費用															
遺族共済年金	既裁定	公務等														
		公務外														
	計															
	職域	公務等														
		公務外														
	計															
	追加費用															
退職年金	旧共済法															
	旧法等															
	計															
減額退職年金	旧共済法															
通算退職年金	旧共済法															
	旧法等															
	計															
障害年金	公務上	旧共済法														
		旧法等														
	公務外	（通勤途上）旧共済法	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		旧法等														
	計															
遺族年金	公務上	旧共済法														
		旧法等														
	公務外	（通勤途上）旧共済法	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
		旧法等														
	計															
通算遺族年金	旧共済法															
	旧法等															
	計															
旧年金計	旧共済法															
	旧法等															
	計															
合計																

1　年金受給権者はすべて記載すること（在職停止、若年停止、併給調整等により年金額の全部が停止されている場合であつても記載すること。また、2以上の年金受給権を有している場合で、かつ、その一方の年金額の全部が停止されている場合であつても、そのすべての年金について記載すること。）。

2　「年金額」欄には、年金の一部又は全部が支給停止されている場合にあつては停止前の年金額を記載すること。

3　「老齢厚生年金」又は「退職共済年金」の65歳未満の年金受給権者が65歳に達したときは、該当する区分欄に応じ、それぞれ「消滅」及び「新規発生」欄に記載すること。

4　年金受給権者が死亡し、その遺族に「遺族厚生年金」又は「遺族共済年金」が発生した場合には、該当する区分欄に応じ、それぞれ「消滅」及び「新規発生」欄に記載すること。

5　年金受給権者が組合間を相互に異動した場合には、それぞれ「転出」及び「転入」欄に記載すること。

6　スライド等による年金改定、加給年金額の支給の増減等により年金額に増減が生じた場合には、「改定による年金額の増減」欄にその増減額を記載すること。

7　「退職共済年金　既裁定」、「障害共済年金　既裁定」及び「遺族共済年金　既裁定」欄には、平成二十四年一元化法の施行前に給付事由が生じた者について、人員及び年金額を記載すること。